令和８年６月９日
庁　議　資　料

専決処分の報告について

下記事案について専決処分したので報告します。

記

１　内　　容　　令和８年１月16日（金）午後３時00分、藤塚第三児童公園（狛江市和泉本町四丁目７番25号）で公園利用者が砂場を利用するためにフェンスの扉を開閉した際、ドアノブが剥落していたことから扉の枠に手をかけたところ、露出していた金属部の鋭利な破断面に指が触れ、創傷を負う事故が発生した。公園施設の損傷が負傷の原因であることから、事故によって発生した治療費等の損害賠償金を支払うこととした。

２　損害賠償額　　43,810円

令和８年６月１日専決処分